

伊達市における子どもの放射能対策について

伊達市の子どもたちの将来と健康を考え、子どもが受ける放射線量をできるだけ低く抑えることがより重要であると判断し、市内小・中学校、幼稚園、保育園などの校庭などの表土除去をはじめとして以下のような手立てを講じることとしました。

これらの対策を進めることにより、子どもたちが、校庭などの屋外で安心して元気に体を動かし、笑顔で学校生活をおくれるようにし、健やかな成長に資していきたいと考えています。

1 小・中学校、幼稚園・保育園の校庭などの表土除去について

(1) 市内の全ての小・中学校、幼稚園、保育園などの表土を除去する。

- ① $3.8 \mu \text{Sv/h}$ 以上の校庭などの表土除去を実施
- ②内部被曝を考慮した園庭などの表土除去方針により取り組む
- ③放射線量低下に向けた表土除去方針により取り組む

(2) 表土除去予定の施設数

①保育園（私立も含む）	11 園	16,917 千円
②幼稚園（私立も含む）	15 園	24,077 千円
③小・中学校	28 校	350,499 千円
④放課後児童クラブなど	6 施設	5,264 千円
合計	60 施設	396,757 千円

(3) 放射性物質を含んだ除去表土の仮置きは、学校などとは別の公有地へ埋設を進めたい。

2 学校施設などの除染について

(1) 校舎などの学校施設の除染を行う。保護者の協力により進めたい。

(2) 除染用具を予算計上した。

家庭用高圧洗浄機、デッキブラシ、ワイパーなど

2,576千円

3 屋外プールの除染について

(1) 現在、各施設の水質検査を実施中であり、その後、除染を行い屋外プールの利用に向けて準備する。

(2) 屋外プールの利用については、国や県の指針を受けて実施する。

4 学校施設などへの線量計の配置について

(1) 学校施設内の放射線量を調査し、放射線の状況を把握しながら学校運営を行う。

(2) 保護者へも学校内の放射線量の状況を周知と理解をいただき、放射能の正しい知識により学校生活を送る。

(3) 放射線量計を全ての学校などに配置する。また、私立保育園及び幼稚園については貸与する。

(4) 配置する総数は、70施設70台とする。

8,820千円

5 空調設備などの整備について

(1) 保護者の窓開閉による放射線量増加不安の解消のため、空調設備を整備する。

(2) 児童生徒などの梅雨や酷暑期間における学習環境の向上に努める。

(3) 整備予定の施設数

①保育園（私立も含む）	5園	8室	
②幼稚園（私立も含む）	15園	57室	
③小中学校	28校	330室	
④放課後児童クラブなど	1施設	1室	
合計	49施設	396室	593,192千円

(4) 私立保育園・幼稚園などに対する補助は、事業費の3／4とする。

(5) 適正な空調設備利用のため補助用具を設置する。

「よしず」や遮光シートなど（小中学校対応分）

2,205千円

6 保護者説明会の実施について

(1) 子どもの放射能対策や表土除去などについての保護者説明会を、次により各地域で開催する。

対象地域	開催日（午後7時開催）	開催場所
保原	6月 6日（月）	保原市民センター
靈山	6月 7日（火）	靈山中央公民館
梁川	6月 8日（水）	梁川農村環境改善センター
伊達	6月 9日（木）	ふるさと会館
月舘	6月 10日（金）	月舘体育館

(2) 放射能などの専門家招聘による保護者及び教職員説明会の実施

放射能についての正しい理解を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、放射能に関する説明会を各地域で実施する。

夏休み前に、5地域ごとに実施する予定であるが、講師等の詳細日程は現在調整中である。

7 子どもの放射能対策にかかる経費について

今回の子どもの放射能対策の経費として、上記の内容により予算を計上する。

①校庭などの表土除去について	396,757千円
②学校施設などの除染について	2,576千円
③学校施設などへの線量計の配置について	8,820千円
④空調設備などの整備について	593,192千円
⑤適正な空調管理用品について	2,205千円
合計	1,003,550千円

5月30日 記者会見資料
教育委員会教育総務課 電話 577-3245
こども部こども保育課 電話 577-3141



23 教生第 176 号
平成 23 年 5 月 30 日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

学校プールの管理及び水泳指導について（通知）

このことについて、各県立学校長に対し、別紙のとおり通知しましたので、学校プールの管理及び水泳指導の参考にしてください。

（事務担当 学校生活健康課）

23教生第176号
平成23年5月30日

写

各県立学校長様

教育長

学校プールの管理及び水泳指導について（通知）

このことについて、関係部局・機関等から、例年どおり排水して差し支えないとの回答を得たこと、また、福島県放射線健康リスク管理アドバイザーより、現在の県内の空間線量率や水の持つ放射線の遮蔽効果を踏まえると、下記2の水泳指導上の留意事項に配慮しながら水泳指導を実施することは可能であるとの助言を得たことから、下記により、適切に対応願います。

おって、プール注水後の水質調査については、関係機関との調整後、後日連絡します。

記

1 学校プール管理上の留意事項について

（1）排水について

各学校の実態に応じ、関係機関等に連絡・報告するなど例年どおりの対応により排水すること。特に、プールの排水が農業用水路に入る学校においては、土地改良区等に連絡すること。その調整が不調に終わった場合は、下記担当課に連絡すること。

（2）清掃について

プールの清掃は、教職員が行うか保護者の協力を得て行うことが望ましい。今年度は、児童生徒に清掃させないよう配慮すること。

（3）排環水口の確認について

排環水口のボルト等の脱落の有無・腐食の程度等の確認をし、排環水口の二重構造の安全確認をすること。その際、写真を撮り保管しておくこと。

（4）注水について

水道局等の指示により、注水期間を遵守し、周辺住宅等の水圧低下や断水を起こさないよう配慮すること。また、注水開始日について、速やかに下記担当課に連絡すること。

2 水泳指導上の留意事項について

（1）プールに校庭等の砂などを入れないようにするために、プールサイドへの立ち入りに当たっては、下足や上履きの着脱場所をはっきりさせること。

（2）プールサイドにおける活動等においては、できるだけ肌の露出を避けることが望ましいこと。

（3）水泳終了後、しっかりシャワーを浴びさせるとともに洗眼、うがい、手洗いを行わせること。

（4）水泳指導を希望しない保護者・児童生徒については、その意向を尊重すること。